

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	キャリア形成促進助成金	担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度	担当課室	育成支援課	育成支援課長			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	施策名	Ⅱ-1-4 多様な職業能力開発の機会を確保する。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法 第63条第1項第1号、第4号、第5号及び第7号、雇用保険法施行規則 第125条、職業能力開発促進法第15条の3及び第96条、中小企業労働力確保法 第7条第1項第3号及び第5号	関係する計画、通知等	第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主が行う職業訓練等を支援する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者に計画的な職業訓練等を実施する事業主、自発的な職業能力開発に取り組む労働者に対して配慮等を行う事業主に対して、訓練に要した経費や訓練中の賃金の一部等を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。 (助成率は別添)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	5,214	5,996	4,768	8,990	9,122
		補正予算		1,236			
		繰越し等			8,433		
		計	5,214	7,232	13,201	8,990	9,122
	執行額	3,912	6,774	13,201			
執行率(%)	75.0%	93.7%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (22-23年度)
	キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練と密接に関係するものに限る。)の合格率(職業能力検定等の合格発表後)	成果実績	%	62.7	59.0	63.2	50
		達成度	%	125.4	118.0	126.4	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (22-23年度)
	助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合	成果実績	%	-	-	-	90
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	支給決定額	活動実績 (当初見込み)	百万円	3,912	6,774	13,201 (4,768)	- (8,564)
単位当たりコスト	112千円/1人あたり 817千円/1所あたり	算出根拠	13,201,309千円(支給決定額)÷118,247人(訓練対象者数) 13,201,309千円(支給決定額)÷16,166所(支給対象事業所数)				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	(目)雇用安定等給付金						
	訓練等支援給付金	8,372	8,366				
	職業能力評価推進給付金	77	6				
	地域雇用開発能力開発助成金	5	1				
	中小企業雇用創出等能力開発助成金	110	184				
	事務費	426	565				
	計	8,990	9,122				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	当初の見込みより実績が上回ったため。(予算超過の要因となっているジョブ・カード関係訓練の平成22年度予算要求は、平成20年度実績を基に助成金支給対象人員を積算したところである。平成21年度の補正予算により助成内容を拡充したことにより、予測以上の伸びとなった。さらに、助成率のアップにより事業主の訓練に費やす金額が大きくなり、支給単価がアップしたところである。)
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	引き続き労働者の職業能力の開発及び向上に効果を上げるべく職業訓練等への助成を行うために、精緻な活動実績見込みに基づく、必要な予算確保に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	事業の必要性、執行の観点からの評価としては、概ね妥当であるが、引き続き効果的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
これまでと同様に効果的、効率的な運営に努めながら事業を実施する。			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>○公開プロセス(平成22年度 784 キャリア形成促進助成金)</p> <p>一定期間経過後事業の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費としての投入を一定部分はしなければならないが、他の様々な支援メニューとの統合・戦略的な分析をした上で立て直すべき。</li> <li>・事業本来のそもそものやり方に立ち返って抜本的に検討することが必要。</li> </ul> <p>○事業仕分け第3段(A-3(2) キャリア形成促進助成金(ジョブ・カード制度関連))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業廃止(同様の政策目的を持った類似事業との整理統合を図り、OJTによる能力開発という本来の政策目的を実現できる新たな別の枠組みを設ける)</li> </ul> <p>○行政評価・監視(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績が低調となっているものについては、事業の必要性を再検討し、今後も必要性が高いと判断した事業については、事業実施要件等を見直すことにより事業の促進方策を検討し、事業の有効性を向上させること。</li> <li>また、今後、事業実施要件等を見直しても事業の活用が見込めないものについては、廃止を含めた事業の在り方を検討すること。</li> <li>・必要性の乏しい添付書類を提出させているものについては、添付書類の見直し等申請書類の簡素化を図ること。</li> </ul> <p>→行政評価・監視を受け事業の必要性を再検討し、助成メニューを見直し、このうち事業実績が著しく低調な地域雇用開発能力開発助成金については、平成22年度限りで廃止した。平成22年度から各申請に必要な書類については、審査機関が審査をする上で真に必要と認められる書類だけとし、利用者の利便性の向上を図るため、助成メニューの見直し、支給申請手続きの一層の簡素化を実施した。</p>			

厚生労働省  
13,201百万円

事業主に対する助成金について、実施主体である  
(独)雇用・能力開発機構に補助

【補助】

A (独)雇用・能力開発機構  
13,201百万円

【助成金メニュー】

B 訓練等支援給付金

【助成金メニュー】

C 職業能力評価推進給付金

【助成金メニュー】

D 地域雇用開発能力開発助成金

【助成金メニュー】

E 中小企業雇用創出等能力開発助成金

B 事業主  
12,963百万円  
支給件数 15,070件

(従業員に訓練を受けさせるまたは自発的な職業能力開発を支援する事業主)

C 事業主  
97百万円  
支給件数 916件

(従業員に技能検定等を受けさせる事業主)

D 事業主  
6百万円  
支給件数 4件

(地域雇用開発促進法の「同意雇用開発促進地域」内に事業所がある事業主で、同地域内に居住する求職者を雇い入れ訓練

E 事業主  
135百万円  
支給件数 176件

(中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた中小企業事業主で、従業員に訓練を受けさせる事業主)

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単位:  
百万円)

A.(独)雇用・能力開発機構			E.事業主		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助	事業主に対する助成金	13,201	E1社	訓練経費助成	0
				賃金助成	5
計		13,201	計		5
B.事業主			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
B1社	訓練経費助成	14			
	賃金助成	81			
	自発的制度導入等奨励金	0			
計		95	計		0
C.事業主			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
C1社	訓練経費助成	27			
	賃金助成	0			
計		27	計		0
D.事業主			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
D1社	訓練経費助成	0			
	賃金助成	3			
計		3	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につい  
 て記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人雇用・能力開発機構	キャリア形成促進助成金の支給、相談等	13,201		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	B1社	一般機械修理業ほか	95		
2	B2社	輸送用機械器具製造業ほか	73		
3	B3社	自動車部品製造業ほか	70		
4	B4社	自動車部品製造業	56		
5	B5社	ソフトウェア事業ほか	50		
6	B6社	ソフトウェア開発ほか	50		
7	B7社	プログラム開発ほか	50		
8	B8社	情報処理サービス業	50		
9	B9社	情報サービス業	50		
10	B10社	ソフトウェア開発ほか	50		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	C1社	はん用機械器具製造業ほか	3		
2	C2社	輸送用機械器具製造業	2		
3	C3社	輸送用機械器具製造業ほか	1		
4	C4社	一般産業用機械・装置製造業ほか	1		
5	C5社	製鉄業ほか	1		
6	C6社	非鉄金属製造業	1		
7	C7社	電気機械器具製造ほか	1		
8	C8社	自動車部品製造ほか	1		
9	C9社	自動車部品製造ほか	1		
10	C10社	一般機械器具製造販売業	1		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	D1社	道路旅客運送業	3		
2	D2社	道路旅客運送業	3		
3	D3社	ソフトウェア開発ほか	1		
4	D4社	自動車販売業	1		
5	—	—	—		
6	—	—	—		
7	—	—	—		
8	—	—	—		
9	—	—	—		
10	—	—	—		

※D4社の金額は切り上げ

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	E1社	ソフトウェア開発ほか	5		
2	E2社	コンサルティング業ほか	4		
3	E3社	建築工事業ほか	3		
4	E4社	ソフトウェア開発	3		
5	E5社	総合工事業	3		
6	E6社	建築工事業ほか	3		
7	E7社	建設工事業ほか	3		
8	E8社	情報サービス業	2		
9	E9社	総合建設業ほか	2		
10	E10社	一般土木建築工事業	2		

# キャリア形成促進助成金について（平成23年度）

## I 概要

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を行った場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成する。

## II 助成金の種類・内容

〔基本的要件〕

- i 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- ii 職業能力開発推進者を選任していること。

### 1 訓練等支援給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる場合、又は労働者の申出により、教育訓練を受けるために必要な経費の負担・職業能力開発休暇の付与を行った場合に助成。

対象事業主	対象経費等	中小企業	大企業
①労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JTの経費・賃金	【助成率】 1 / 3	-
	OJTの実施助成（注）	【助成額】 600円/1時間	-
②非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JTの経費・賃金	【助成率】 1 / 2	【助成率】 1 / 3
	OJTの実施助成（注）	【助成額】 600円/1時間	【助成額】 600円/1時間
③労働者が自発的に行う職業能力開発を支援する事業主	経費・賃金助成	【助成率】 1 / 2	-
	制度導入助成	【助成額】 15万円	-
	利用者1人あたり	【助成額】 5万円等	-

注 訓練計画の大臣認定等を受けている訓練に限る。

### 2 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小事業主等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成。

- ① 職業訓練に要した経費（OJTについては外部講師の謝金に限る。）及び訓練期間中に支払った賃金（OFF-JTに限る。）の1 / 2
- ② 労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費及び教育訓練休暇期間中に支払った賃金の1 / 2